

2023年度実施方針

ロボット・AI部

1. 件名：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第2号及び9号

3. 事業の実施方針

本事業は、内閣府が別途定める「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」及び「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」（以下「戦略及び計画」という。）に基づき、研究推進法人として、体制整備や進捗管理等を適切に行う。

4. 当該年度における実施内容

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期（以下「SIP第3期」という。）では、総合科学技術・イノベーション会議の下に設置されるガバニングボードにおいて14の課題が決定され、NEDOは14課題の内、「スマートモビリティプラットフォームの構築」、「人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」、「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」の3課題を担当する。

NEDOは、研究推進法人として、以下の体制整備や進捗管理等を適切に行う。

① 公募

NEDOの規程に基づき必要に応じ公募を実施し、適切な実施機関を採択する。

② 契約の締結

新規に公募を実施した場合には、実施機関との業務委託契約または調査委託契約を締結する。

③ 資金の管理

本事業に関する予算の管理および執行を適切かつ効率的に行う。

④ 研究開発の進捗管理

実施機関における研究開発の進捗状況を把握し、適時関係者に報告する。

⑤ 関連する調査・支援業務

必要に応じて、研究開発成果の最大化や効率的な事業運営に必要となる関連調査や支援業務を実施する。

5. 2023年度事業規模

事業規模は以下の通り。なお、いずれも一般勘定で委託事業である。

| 課題名 | 予算規模 |
|------------------------------|---------|
| スマートモビリティプラットフォームの構築 | 18.5 億円 |
| 人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備 | 12.6 億円 |
| バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備 | 14.1 億円 |

※事業規模については、変動があり得る。

6. 事業の実施方式

6. 1 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1か月前にNEDOホームページで行う。(緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く。)。本事業は、e-Rad対象事業(研究開発を伴わない調査を除く)であり、事前周知の際、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

PD、内閣府及び経済産業省と協議の上、戦略及び計画に基づき、委託事業の公募を行う。

(4) 公募期間

原則30日間以上とする。

(5) 公募説明会

川崎または東京近郊等にて開催する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインでの開催や公募説明会を開催しない場合がある。

6. 2 採択方法

(1) 審査方法

- ・ e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。
- ・ 実施者の選定・審査は、公募要領に合致する応募を対象とし、NEDOが設置す

る審査委員会により、本事業の目的の達成に有効と認められる実施者を選定する。

- ・ NEDOはその審査委員会の結果を踏まえ、委託先を決定する。
- ・ 審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

4 5 日間を基本とする。ただし、戦略及び計画を踏まえ、必要が生じた場合は、適切な審査を実施するため、十分な審査期間を確保できるものとする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから提案者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択した案件については、提案者の名称、研究開発テーマの名称等を公表する。

7. その他重要事項

(1) 評価の方法

戦略的イノベーション創造プログラム評価に関する運用指針に基づき、ガバニングボードが設置する評価委員会において制度評価・課題評価を行う。左記を踏まえ、NEDOによる事前・中間・事後評価は実施しない。

(2) 複数年度契約の実施

戦略及び計画に定める実施期間内で、計画に沿った節目の年数を設定した複数年度契約を行う。

(3) 知財マネジメントにかかる運用

「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を参考に事業を実施する。

(4) データマネジメントにかかる運用

「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を参考に事業を実施する。

8. スケジュール

戦略及び計画が公表された後、PD、内閣府及び経済産業省と協議の上、順次公募予告及び公募を実施する。

9. 実施方針の改定履歴

- (1) 2023年4月、制定